

第十一号の五様式 (平26内府令49・全改、令元内府令2・令2内府令64・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【計算期間】

第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【発行者(受託者)名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

1 【特定信託財産を構成する資産の状況】

(1) 【特定信託財産の流動化の仕組み】

(2) 【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】

(3) 【損失及び延滞の状況】 (2)

(4) 【収益状況の推移】 (3)

(5) 【買戻し等の実績】 (4)

2 【特定信託財産の経理状況】

(1) 【中間貸借対照表】

(2) 【中間損益計算書】

3 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】

(1) 【受託者の状況】

① 【資本金の額】

② 【事業の内容及び営業の状況】

③ 【経理の状況】

④ 【その他】

(2) 【原委託者の状況】

① 【会社の場合】

イ 【資本金の額】

ロ 【事業の内容及び営業の状況】

ハ【経理の状況】

ニ【その他】

②【会社以外の団体の場合】

イ【団体の沿革】

ロ【団体の目的及び事業の内容】

ハ【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】

ニ【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

③【個人の場合】

イ【生年月日】

ロ【職歴】

ハ【破産手続開始の決定の有無】

(3)【その他関係法人の概況】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

②【関係業務の概要】

③【資本関係】

④【経理の状況】

⑤【その他】

4【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。
この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- e 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式及び第十一号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。(3)及び(4)において同じ。）について、第五号の四様式の「記載上の注意」(9)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(4) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の五様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。